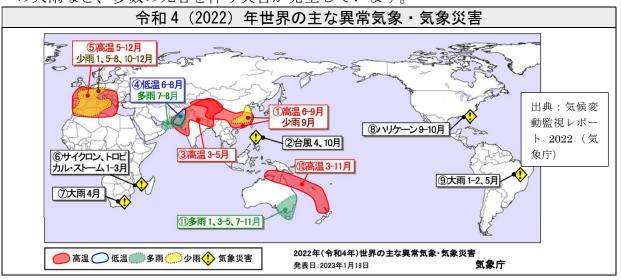
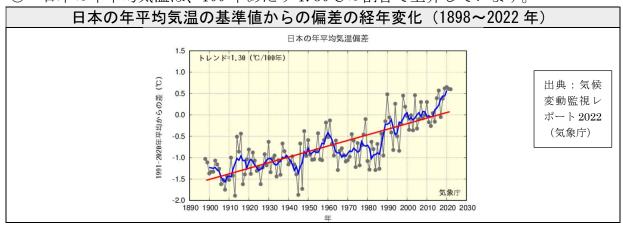
〇 令和 4 (2022) 年度の異常気象として、中緯度帯を中心に異常高温が発生し、英 国では最高気温の記録が更新されました。

また、フィリピンの台風、パキスタン及びその周辺の大雨、南アフリカ南東部の大雨など、多数の死者を伴う災害が発生しています。

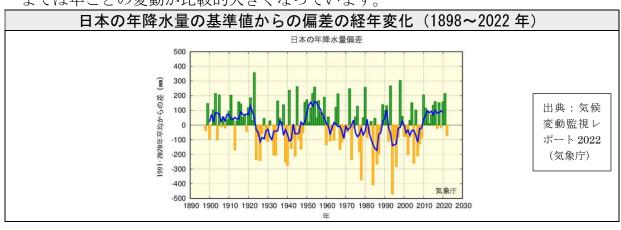


#### (2) 我が国の状況

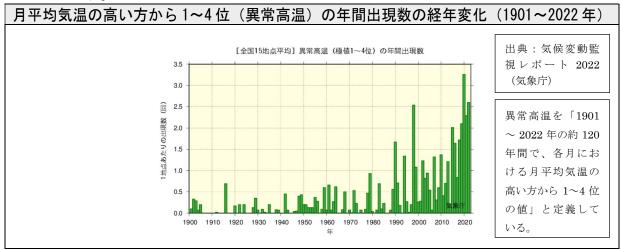
○ 日本の年平均気温は、100年あたり1.30℃の割合で上昇しています。



○ 日本の年降水量には長期変化傾向は見られませんが、1898 年から 1920 年代半ばまでと 1950 年代、2010 年代に多雨期が見られます。また、1970 年代から 2000 年代までは年ごとの変動が比較的大きくなっています。



○ 異常気象として、統計期間(1901~2022 年)において、異常高温の出現数が増加しています。



○ また、極端な大雨の年間発生回数が増加しており、より強い雨ほど頻度の増加率も大きくなっています。

要素	変化傾向 (信頼水準)	変化の倍率 (最初の 10 年間と最近 10 年間の比)	
1 時間降水量 50mm 以上	増加している (信頼水準 99%以上)	約 1.5 倍(約 226 回→約 328 回)	
1 時間降水量 80mm 以上	増加している (信頼水準 99%以上)	約 1.8 倍(約 14 回→約 25 回)	
1 時間降水量 100mm 以上	増加傾向が現れている (信頼水準 95%以上)	約 2.0 倍(約 2.2 回→約 4.4 回)	
3 時間降水量 100mm 以上	増加している (信頼水準 99%以上)	約 1.6 倍(約 155 回→約 254 回)	出典:気候動監視レポ
3 時間降水量 150mm 以上	増加している (信頼水準 99%以上)	約 1.8 倍(約 19 回→約 34 回)	ト 2022 ( 象庁)
3 時間降水量 200mm 以上	増加している (信頼水準 99%以上)	約 2.1 倍(約 2.8 回→約 6.0 回)	
日降水量 200mm 以上	増加傾向が現れている (信頼水準 95%以上)	約 1.5 倍(約 160 回→約 239 回)	
日降水量 300mm 以上	増加傾向が現れている (信頼水準 95%以上)	約 1.8 倍(約 28 日→約 51 日)	
日降水量 400mm 以上	増加傾向が現れている (信頼水準 95%以上)	約 1.9 倍(約 6.4 日→約 12 日)	

○ 気候変動による影響は、「農業・林業・水産業」や「水環境・水資源」、「自然災害・沿岸域」、「健康」など様々な施策分野に及びます。平成30(2018)年12月に気候変動適応法が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

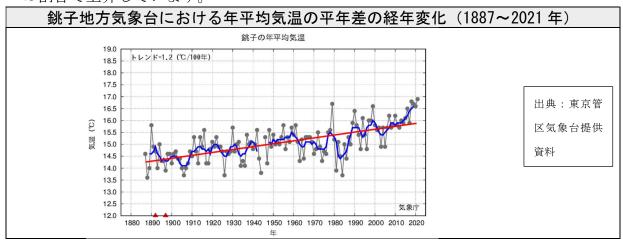
ルル水ではたり	るための法的仕組みか <b>気候変動によ</b>	登岬されました。 : る影響が及ぶ施策分野	
		目の分類体系	
分野	大項目	小項目	
農業·林業· 水産業	7772	水稲野菜等	
	農業	果樹 麦、大豆、飼料作物等 畜産 病害虫・雑草等 農業生産基盤	
	林業	食料需給   木材生産 (人工林等)   特用林産物 (きのご類等)	
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態) 増養殖業 沿岸域·內水面漁場環境等	
水環境・水資源	水環境	油沼・ダム湖   河川   沿岸域及び閉鎖性海域	気候変動適応評価報告書(2020年12月)
<u></u>	水資源	水供給(地表水) 水供給(地下水) 水需要	抜粋
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯 自然林・二次林 里地・里山生態系 人工林 野生鳥獣の影響 物質収支	注)赤字は、2020 年 12 月に追加されたも の
	淡水生態系	湖沼河川湿原	
	沿岸生態系	亜熱帯 温帯・亜寒帯	
	海洋生態系		
	その他	生物季節 分布・個体群の変動	
自然災害·沿岸域	生態系サービス河川	洪水   内水	
	沿岸	海面水位の上昇 高潮·高波 海岸侵食	
	山地 その他	土石流・地すべり等 強風等	【関連 WG】
健康	<b>複合的な災害影響</b> 冬季の温暖化		中央環境審議会地球環境
		死亡リスク等	部会気候変動影響評価等
	暑熱	熱中症等	に科学的知見の収集・整
	感染症	水系・食品媒介性感染症 節足動物媒介感染症 その他の感染症	理を進めていくため、専門家による分野別ワーキ
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響 脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等) その他の健康影響	ンググループを設置した。
産業·経済活動	製造業		
		- 1 · · · · · · · · · · · · · ·	

○ 地球温暖化対策を促進するため、政府は、令和 2 (2020) 年 10 月、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。また、令和 3 (2021) 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2030 年度の温室効果ガス削減目標を2013 年度比 26%削減から 46%削減に引き上げました。

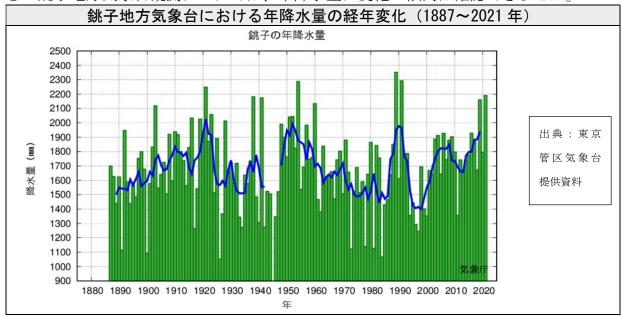
地球温暖化対策				
温室効果ガス別そ	の他の区分	ごとの目標・	目安	
		(単位	ī:百万 t-CO₂)	
	2013 年度 実績	2019 年度 実績 (2013 年度比)	2030 年度の 目標・目安 <sup>21</sup> (2013 年度比)	
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 <sup>22</sup> (▲17%)	760 (▲46% <sup>23</sup> )	
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 ( <b>▲</b> 45%)	
産業部門	463	384 (▲17%)	289 ( <b>A</b> 38%)	
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 ( <b>A</b> 51%)	
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)	
運輸部門	224	206 ( <b>A</b> 8%)	146 ( <b>A</b> 35%)	
エネルギー転換部門24	106	89.3 ( <b>A</b> 16%)	56 (▲47%)	
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 ( <b>A</b> 4 %)	70.0 ( <b>A</b> 15%)	
メタン (CH <sub>4</sub> )	30.0	28.4 ( <b>A</b> 5%)	26.7 ( <b>A</b> 11%)	
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	21.4	19.8 ( <b>A</b> 8%)	17.8 ( <b>△</b> 17%)	
代替フロン等4ガス25	39.1	55.4	21.8	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	(+42%) 49.7 (+55%)	(▲44%) 14.5 (▲55%)	
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)	
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	2.1	2.0 ( <b>A</b> 4 %)	2.7 (+27%)	
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	1.6	0.26 ( <b>A</b> 84%)	0.5 ( <b>A</b> 70%)	
温室効果ガス吸収源	_	<b>▲</b> 45.9	<b>▲</b> 47.7	
二国間クレジット制度(JCM)	CO <sub>2</sub> 程度の国 す。我が国とし	  30 年度までの     築的な排出削減  て獲得したクレ  )ために適切にカ	・吸収量を目指 ジットを我が国	

#### (3) 千葉県の状況

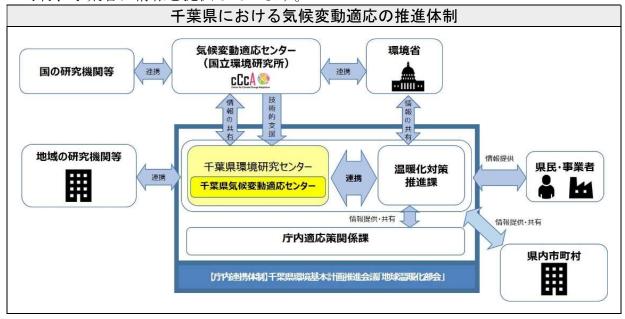
○ 本県の年平均気温は、銚子地方気象台の観測データによると、100年あたり 1.2°C の割合で上昇しています。



○ 銚子地方気象台観測データでは、年降水量に変化の傾向は確認できません。



○ 県では、気候変動への適応を推進するため、令和 2 (2020) 年 4 月に環境研究センターを気候変動適応法に基づく「千葉県気候変動適応センター」として位置付け、気候変動による影響や気候変動への適応に係る情報の収集・整理を行い、県民や市町村、事業者に情報を提供しています。



○ 県は、令和 3 (2021) 年 2 月に「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明しました。また、令和 5 (2023) 年 3 月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 22%削減から 40%削減に引き上げました。

# 千葉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の削減目標

2030 年度における千葉県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比4 0%削減とし、 更なる高みを目指す

表 6-2-1 2030 年度の温室効果ガス (千 t-C02)

	2013	削減量②	)		2030 年度	2013 年度比
部門	年度①		<b>1</b> BAU	❷国施策	1)-2	2/1
産業	50,086	17, 143	11, 411	5, 732	32, 943	<b>▲34</b> . 2%
運輸	11, 454	3, 612	619	2, 993	7,842	<b>▲31.5</b> %
業務	10, 535	6, 676	1,560	5, 115	3, 859	<b>▲</b> 63. 4%
家庭	9, 176	5, 928	1, 542	4, 387	3, 247	<b>▲64.</b> 6%
その他	7, 023	1,907	1, 128	779	5, 116	<b>▲27.2</b> %
小計	88, 274	35, 266	16, 260	19,006	53, 007	<b>▲</b> 40. 0%

# 2 廃棄物等の適正処理の推進

# (1)全国の状況

○ 全国の産業廃棄物の令和 2 (2020) 年度の排出量は 3.74 億トンであり、近年は、 約 3.8 億トン前後で推移しています。

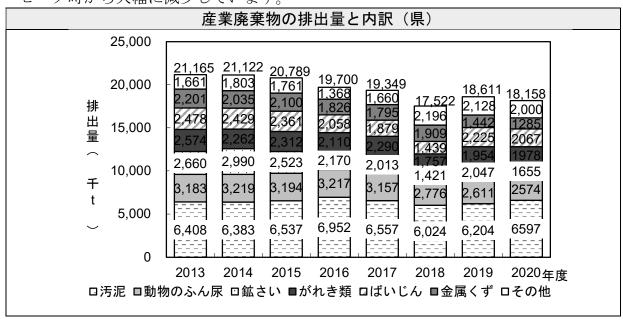
また、令和3(2021)年度の産業廃棄物の不法投棄量は3.7万トンとなっており、 ピーク時から大幅に減少しています。

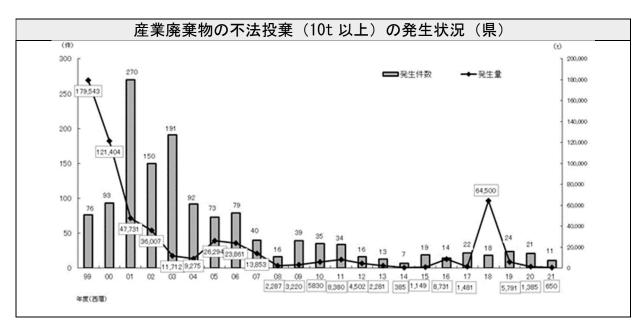




○ 本県の産業廃棄物の令和 2 (2020) 年度の排出量は 1,816 万トンであり、2013 年 度以降、排出量は減少傾向にあります。

また、令和 3 (2021) 年度の産業廃棄物の不法投棄量は 650 トンとなっており、ピーク時から大幅に減少しています。





### 3 良好な大気環境の確保

#### (1)全国の状況

○ 都道府県等では大気汚染状況の常時監視を行っています。

浮遊粒子状物質、窒素酸化物等の環境基準は、近年ほぼ 100%を達成しているもの の、光化学オキシダントの達成率については、一般局で 0~0.2%に留まり、依然と して低水準にあります。

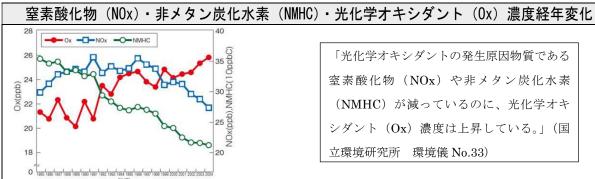
大気汚染に関する環境基準達成率の年度別推移	(国・	一般局)
人名/7末15周 3 多块块垒牛连从牛切牛皮加进物		川又191/

区分		項目	2017	2018	2019	2020	2021
		二酸化硫黄	99.8	99.9	99.8	99.7	99.8
		二酸化窒素	100	100	100	100	100
一般局	環境基準	一酸化炭素	100	100	100	100	100
رام ( کرار	達成率	光化学オキシダント	0	0.1	0.2	0.2	0.2
		浮遊粒子状物質	99.8	99.8	100	99.9	100
		微小粒子状物質(PM2.5)	93.2	95.0	99.2	98.6	100

一般環境大気測定局(一般局): 地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置さ れ、住宅地など一般的な生活空間の大気汚染物質の測定を行う測定局。

なお、人が常時生活し活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ 近接した場所に設置され、大気汚染物質の測定を行う測定局を自動車排出ガス測定局(自排局)という。

○ 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの生成については、窒素酸化物 や非メタン炭化水素が高濃度の原因とされていますが、そのメカニズムはいまだ明 らかにされておらず、国や地方の環境研究所等が研究を行っています。



「光化学オキシダントの発生原因物質である 窒素酸化物 (NOx) や非メタン炭化水素 (NMHC) が減っているのに、光化学オキ シダント (Ox) 濃度は上昇している。」(国 立環境研究所 環境儀 No.33)

#### (2) 千葉県の状況

○ 県内の浮遊粒子状物質、窒素酸化物等の環境基準は、近年 100%を達成している ものの、光化学オキシダントについては、すべての一般局で環境基準を達成してい ません。

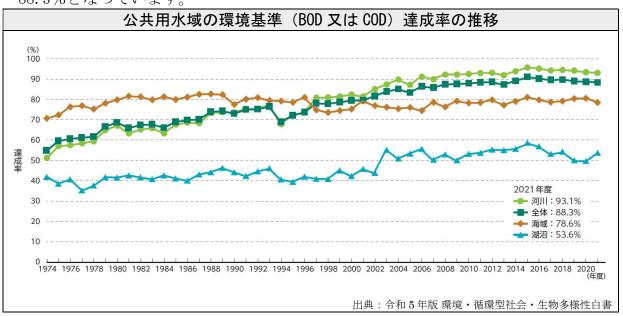
大気汚染に関する	5環境基準達成率 <i>0</i>	) 在 度 引 堆 移	(但.	一部目)
- 八 メレノフ 末   ニ   天  ソ ~	) 垠垠本牛牛ルギリ	ノー・レラーフリイト・バター	\ <del>                                     </del>	11\(\sigma \lambda 1 \otag 1 \rangle

区分		項目	2017	2018	2019	2020	2021
		二酸化硫黄	100	100	100	100	100
		二酸化窒素	100	100	100	100	100
一般局	環境基準	一酸化炭素	100	100	100	100	100
/JX/FJ	達成率	光化学オキシダント	0	0	0	0	0
		浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
		微小粒子状物質(PM2.5)	95.3	100	100	100	100

#### 4 良好な水環境の保全

#### (1)全国の状況

- 日本は、四方を太平洋、オホーツク海、日本海、東シナ海に囲まれた島国であり、 北海道、本州、四国、九州の比較的大きい 4 つの島とその他の小さな島で構成され、 海岸線の長さは 29,751km となっています。また、日本列島は、標高 1000~3000m の山脈が背骨のようになって太平洋側と日本海側とに分けているため、ユーラシア 大陸等の川に比べると全体の長さがとても短く、速く流れます。
- 都道府県等が公共用水域(河川・湖沼・海域)及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っており、公共用水域の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量 (BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の令和 3(2021)年度の環境基準達成率は88.3%となっています。



○ 湖沼などの閉鎖性水域では、環境基準達成率が低迷しており、国や地方の環境研究所等において汚濁の原因やメカニズム等の解明に向けた研究が続けられています。

# 湖沼環境指標の開発と新たな湖沼環境問題の解明に関する研究(国立環境研究所)

#### (抜粋)

湖内外で多様な対策が試みられているものの、依然として湖沼環境基準の達成率は低く、富栄養化現象に悩んでいるものが多い。また、最近では藻類種や生態系構造の変化、魚の大量へい死など、以前にない現象が発生した湖沼も多い。このような問題の解析や解決のためには、従来の COD を中心とする水質項目では不十分で、新たな湖沼環境指標の開発が必要である。

○ 千葉県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島になっていて、四方を 海と川に囲まれ、南側・東側は太平洋に面し、西側は東京湾に面しています。

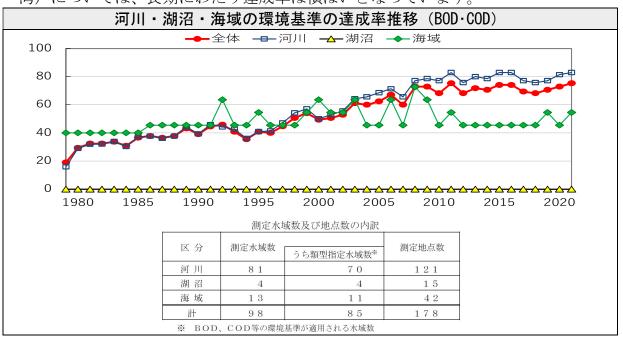
海岸線の長さは 534km に及び、岩礁や砂浜など変化に富んだ景観を見せています。

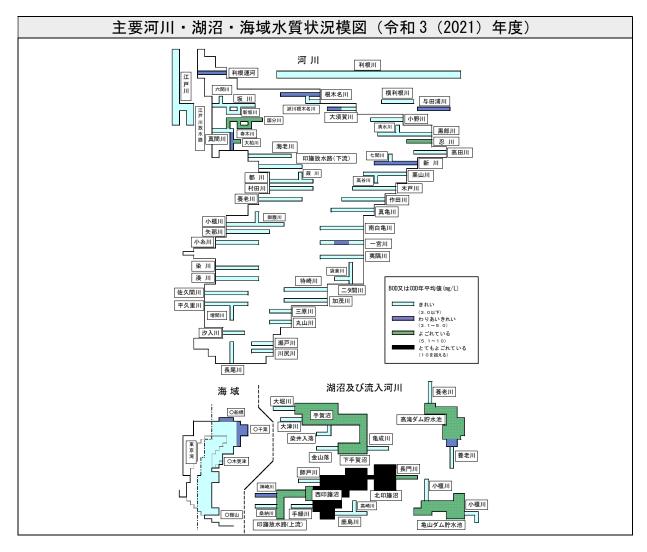


# 【千葉県の水域の特徴】

- ・東京湾内湾は流入汚濁負荷量が非常に大きく、閉鎖性の強い水域でもあるため、 汚濁物質が蓄積しやすい特徴を持ち、また、沿岸の一部には干潟が形成されてい ます。
- 内房は海岸線が岩礁と砂浜から構成されていて、黒潮の影響を直接受けるために水温が比較的高くなっています。
- ・外房は、内房と似た海岸構成となっていますが、外洋に面しているため、波あたりが強くなっています。
- ・太東崎から屏風ヶ浦に至る長大な砂浜海岸を九十九里浜といい、海の中は海岸と 同じような砂質の海底となっています。
- ・海岸線は変化に富み、沖合域を交差する黒潮、親潮の影響も受けて、豊かな漁場 と多様な水産資源に恵まれています。
- ・千葉県の河川は、東京都及び埼玉県との県境に位置する江戸川や茨城県との県境に位置する利根川に加え、東京湾内湾に注ぐ養老川、小櫃川、小糸川等、太平洋に注ぐ栗山川、一宮川、夷隅川等があり、一級河川として利根川水系89河川、二級河川として60水系137河川が指定されています。
- ・千葉県北西部には印旛沼や手賀沼があり、その水は利根川に流れ太平洋へと注いでいます。

○ 本県で水質環境基準 (BOD・COD) が適用される 85 の公共用水域における 令和3 (2021) 年度の達成率は75.3%と改善傾向にありますが、湖沼及び海域(東京 湾) については、長期にわたり達成率は横ばいとなっています。

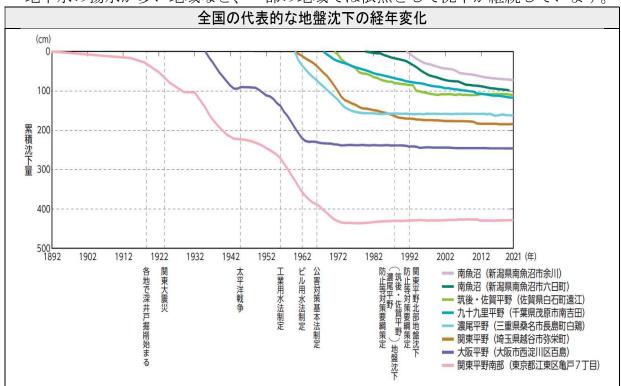




### 5 良好な土壌環境・地盤環境の保全(地盤沈下)

#### (1)全国の状況

○ かつて地下水の採取により著しい地盤沈下を示した東京都区部、大阪市、名古屋 市等では、地下水採取規制等の結果、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向にありま す。しかしながら、冬期の消融雪用としての利用が多い地域、水溶性天然ガス溶存 地下水の揚水が多い地域など、一部の地域では依然として沈下が継続しています。



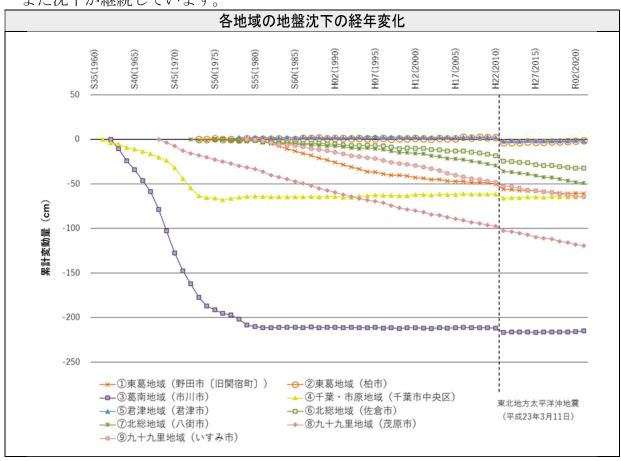
注:新潟県南魚沼市六日町は、2021年より水準測量が未実施のため、近隣の南魚沼市余川を追加した。

資料:環境省「令和3年度全国の地盤沈下地域の概況」

出典:令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

- 注) 地盤沈下の生じている地域における主な地下水利用状況
- ・新潟県南魚沼:冬期の消融雪用としての利用が多い地域
- ・佐賀県筑後・佐賀平野:かんがい期において農業用水としての利用が多い地域
- ・千葉県九十九里平野:水溶性天然ガス溶存地下水の揚水が多い地域
- ・愛知県濃尾平野、埼玉県関東平野:都市用水としての利用が多い地域

○ かつて葛南地域や千葉・市原地域では、著しい地盤沈下が発生していましたが、 法・条例による地下水の採取規制や、協定による天然ガスかん水の採取指導等により、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域では、いまだ沈下が継続しています。



# 6 騒音・振動・悪臭の防止

# (1)全国の状況

○ 騒音・振動・悪臭は感覚公害と呼ばれ、人によって感じ方が大きく異なる という特徴があります。

また、すべての公害苦情のうち、感覚公害である騒音・振動・悪臭に対する苦情の件数は大きな割合を占めており、その件数も近年は高止まりしています。

(令和3 (2021) 年度:73,739件のうち騒音・振動・悪臭が31,443件(42.6%))

				la 4.F	10 (20	21) 年	及五日		1 %				
Ī					典型7公害以外								
年度	合計	計	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	##+	廃棄物 投棄	その他
16	94, 321	65, 535	24, 741	8, 909	268	15, 689		1, 916	28	13, 984	28, 786	14, 113	14,673
17	95, 655	66, 992	25, 658	9, 595	281	15, 767		2, 100	40	13, 551	28,663	14, 424	14, 239
18	97, 713	67, 415	24, 825	9,825	271	16,692	• • •	2,081	24	13,697	30, 298	15,064	15, 234
19	91, 770	64, 529	23,628	9, 383	281	15, 913		2,000	34	13, 290	27, 241	13, 511	13, 730
20	86, 236	59, 703	20, 749	9,023	253	15, 211	• • • •	1,699	28	12,740	26, 533	13, 480	13,053
21	81,632	56,665	19, 324	8, 171	251	14, 749		1, 455	30	12,685	24, 967	12, 462	12, 505
22	80, 095	54, 845	17,612	7,574	222	15,678	• • • •	1,675	23	12,061	25, 250	12, 306	12,944
23	80, 051	54, 453	17, 444	7, 477	252	15,862		1,902	22	11, 494	25, 598	11,846	13, 752
24	80,000	54, 377	16,907	7, 129	229	16, 714		1,858	21	11, 519	25, 623	11, 385	14, 238
25	76, 958	53, 039	16,616	7, 216	202	16,611	• • • •	1,914	16	10, 464	23, 919	10,801	13, 118
26	74, 785	51, 912	15, 879	6,839	174	17, 202		1,830	26	9,962	22,873	10, 367	12,506
27	72, 461	50,677	15,625	6, 729	167	16, 574	227	1,663	22	9,897	21,784	10, 173	11,611
28	70, 047	48,840	14,710	6, 442	167	16,016	234	1,866	19	9,620	21, 207	9, 216	11,991
29	68, 115	47, 437	14, 450	6, 161	166	15, 743	191	1,831	23	9,063	20,678	9,076	11,602
30	66, 803	47,656	14, 481	5,841	168	15,665	216	1,931	27	9,543	19, 147	8,602	10, 545
<b>分和元年度</b>	70, 458	46, 555	14, 317	5, 505	186	15, 434	249	1,743	21	9, 349	23, 903	10, 421	13, 482
2	81, 557	56, 123	17,099	5,631	194	19, 769	313	2, 174	20	11, 236	25, 434	11,978	13, 456
3	73, 739	51, 395	14, 384	5, 353	192	18, 755	294	2, 301	23	10, 387	22, 344	9,867	12, 477

# (2) 千葉県の状況

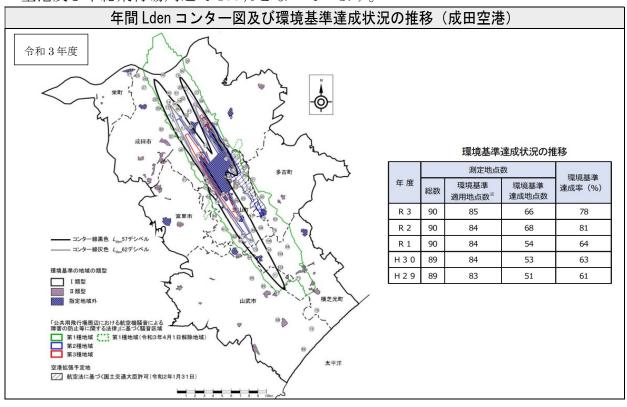
○ 本県における騒音・振動・悪臭の苦情も公害苦情件数の中で大きな割合を占め、 件数も近年高止まりしています(令和3(2021)年度:全相談件数(4,831件)のう ち騒音・振動・悪臭が2,117件(43.8%))。

また、騒音・振動・悪臭の規制等は市町村の責務とされており、苦情の大部分が 市町村の所管する業務に関係するものとなっています。(令和 3 (2021) 年度:全相 談件数 (4,831件) のうち、市町村事務は4,613件 (95.5%))

								公	害苦	情件	数の	推移								
																		(年度	要,単位	:件)
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
典型	7公害		3,108	3,127	3,290	3,188	2,815	2,832	2,891	3,089	3,725	3,311	3,326	3,253	3,010	2,863	2,734	2,699	4,019	3,24
	大気	汚染	1,390	1,499	1,601	1,420	1,177	1,174	1,127	1,169	1,192	1,117	996	1,093	1,082	935	942	988	1,599	99
	水質	汚濁	229	195	178	194	192	229	255	198	179	185	206	204	178	161	153	143	139	13
	土壌	汚染	12	12	8	9	29	13	13	7	6	4	5	9	4	13	5	5	5	
	騒	音	694	677	693	737	741	730	850	985	1,476	1,267	1,401	1,239	1,046	1,046	1,010	963	1,342	1,25
	振	動	112	108	141	103	108	79	120	170	166	141	136	115	149	158	106	111	160	21
	地盤	沈下	0	1	1	3	2	1	1	4	2	0	1	1	0	3	6	3	0	
	悪	臭	671	635	668	722	566	606	525	556	704	597	581	592	551	547	512	486	774	65
典型	7公害以	人外	2,020	1,985	2,001	1,925	2,243	1,842	2,521	2,666	2,311	2,011	2,113	2,029	2,036	1,709	1,624	1,896	1,921	1,58
	廃棄物	物投棄	1,129	1,212	1,403	1,033	1,452	1,063	1,455	1,451	1,293	1,122	1,196	1,221	1,139	967	865	1,098	1,288	1,0
	その	D他	891	773	598	892	791	779	1,066	1,215	1,018	889	917	808	897	742	759	798	633	50
合	it		5,128	5,112	5,291	5,113	5,058	4,674	5,412	5,755	6,036	5,322	5,439	5,282	5,046	4,572	4,358	4,595	5,940	4,83

		令和 3	(2021)	)年度:	公害苦怜	青件数				
				1						1
所管	新規受付	典型7公	大気汚染	水質汚濁	十搉法塾	騒音	振動	地盤沈下	亜阜	典型七公
771 🖨	件数計	害計	ハメいっ木	小貝/기選	工級/7木	州出 口	J/JX =9/J	/Emi//01	心天	害以外
市町村分計	4,613	3,074	965	94	2	1,241	212	1	559	1,53
県分	218	175	26	44	0	12	0	0	93	4
合計	4,831	3,249	991	138	2	1,253	212	1	652	1,58

○ 本県では、成田空港、羽田空港及び下総飛行場周辺において、航空機の騒音を測定しています。令和3(2021)年度の環境基準達成率は成田空港周辺で78%、羽田空港及び下総飛行場周辺で100%となっています。



### 7 環境学習の推進と環境保全活動の促進

#### (1)全国の状況

○ 平成 23 (2011) 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布されました。また、平成 30 (2018) 年 6 月には、当該法律に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基本的な方針」が変更されました。

# 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(概要)

#### 改正の考え方のイメージ

1. 基本理念等の充実 法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命 を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加。

# 2. 地方自治体による推進枠組みの具体化 ~環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置~

地方公共団体は、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組等に係る行動 計画等の作成の努力義務。

#### 3. 学校教育における環境教育の充実

① 教育活動における環境配慮の努力義務

学校施設等の整備の際に適切な環境配慮の促進及び教育を通じた環境保全活動の推進。

② 学校教育における環境教育の一層の推進

国及び地方公共団体は、学校で各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われるよう、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずる。また、研修等教育職員の資質の向上のための措置を講ずる。

### 4. 環境教育等の基盤強化等

① 環境教育等支援団体の指定等

各主体による環境教育等の取組を支援する環 境教育等支援団体の指定。

- ②人材認定等事業の登録対象に環境教育の教材 開発等事業を追加
- 5. 自然体験等の機会の場の提供の仕組み 導入

自然体験活動等の機会の場の知事による認定 制度の導入。

#### 6. 環境行政への民間団体の参加 及び協働取組の推進

① 政策形成への民意の反映

国民、民間団体等の多様な主体の意見を 求め、政策形成する仕組みを整備・活用、 国民等による政策提案を推進。

② 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮

国等が公共サービスの実施に際し価格以 外の多様な要素も考慮し民間団体と契約。

- ③ 協働取組推進のための協定制度の導入 協働取組を推進するため、行政機関及び 国民、民間団体等の関係主体による、協働 取組協定の締結の推進、登録制度。
- ④ 事業型環境 NPO の活動支援

環境保全活動が経済的に自立して行えるよう、NPO等の活動を国が支援。

#### 附則

- ① 法施行後5年を目途とした検討
- ② 学校における環境教育について、教育職員を志望する者の育成を含めた検討

#### 法律題名の改正

以上のとおり、幅広い実践的人材づくり に向けて詳細な規定を整備することに伴い 法律の題名をそれに即応したものに変更。

「環境教育等による環境保全の取組の促 進に関する法律」

○ 環境を保全し、持続可能な社会を築くには、一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようになることが重要となることから、県では令和3(2021)年3月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく行動計画として「千葉県環境学習等行動計画」を策定しました。



#### 8 災害時等における環境問題への対応

#### (1)全国の状況

○ 我が国では毎年のように被害規模の大きな自然災害が発生しており、東日本大震災では津波堆積物を含む 3,100 万トンもの災害廃棄物が発生し、その処理にはおよそ 3 年を要しました。また、熱海市で土石流が発生した大雨を含む令和 3 (2021)年7月豪雨では、土砂混じりでがれきを含む 1.3 万トンの災害廃棄物が発生しました。



#### (2) 千葉県の状況

○ 令和元(2019)年の台風第15号(房総半島台風)、第19号及び10月25日の大雨では、県内の広範囲で多数の住家被害と大量の災害廃棄物が発生しました。

発災直後は、仮置き場に指定されていない場所に災害廃棄物が無秩序に積み上げられるといった問題が発生するなど、その処理に1年以上の時間を要しました。

また、災害廃棄物にはアスベストが含まれるものがあったことから、仮置き場の 管理や処理方法なども問題となりました。

令和元(2019)年の台風等による住家被害

全壊	514 棟						
半壊	6,963 棟	房総判	兰島台風	東日本	本台風	10月25	日の大雨
一部指壊	89,889 棟	全壊	448 棟	全壊	32 棟	全壊	34 棟
		半壊	4,694棟	半壊	379 棟	半壊	1,890棟
床上浸水	181 棟	一部損壊	77,091棟	一部損壊	10,607 棟	一部損壊	2,191棟
床下浸水	617 棟	床上浸水	8棟	床上浸水	0棟	床上浸水	173 棟
		床下浸水	42 棟	床下浸水	33 棟	床下浸水	542 棟

出典:千葉県災 害復旧・復興に 関する指針(令 和4年3月改訂 《最終》)

### 第4 環境研究センターのあり方及び今後の方向性

#### 1 施設・設備の老朽化と県有建物に関する計画での位置付け

庁舎の老朽化については、比較的新しい市原地区の新館であっても築年数が 28 年を 経過しており、築年数が 50 年前後を迎える市原地区本館、稲毛地区水質棟、地質棟に ついては更に老朽化が進んでいます。

特に、稲毛地区の 2 棟は、建物の耐震性が不足しているため、継続して使用するには 早急な耐震化工事が必要な状況です。

これらの庁舎については、付帯設備(排水・排ガス処理施設等)の老朽化による維持管理費の増大や、配管からの漏洩による分析機器破損の危険性も生じており、今後も長期間使用するには問題が多くなっています。また、建物の断熱性や換気、照明などの性能も劣っており、研究環境としても快適とは言えない状況です。

また、環境研究センターは、もともと独立した3研究所を統合して発足したため、現在でも別々の敷地、建物を使用しており、付帯設備も2地区4庁舎に重複配置されていることから、維持管理や更新に係る負担も増大しています。

県では、庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設(以下、「県有建物」という。)について、財政負担の軽減や平準化を図りながら、大規模改修や建替え等の長寿命化対策の円滑な実施及び県有建物の総量の適正化を図ることを目的とした「千葉県県有建物長寿命化計画」を策定し、県有建物の総量の15%を縮減する目標を掲げています。

また、試験研究機関などの建物の特殊性を有する機関については、機関ごとに組織のあり方を検討する中で、複数配置している研究所等や、敷地内に複数存在する建物の集約化を検討することとしています。

環境研究センターは、県有建物の整備計画のⅡ期(令和 5~9 年度)に位置付けられ、期間内に事業着手を目指すとされています。

# 施設・設備の老朽化等

- (1)施設の老朽化や一部庁舎の耐震不足
- (2)付帯設備(排水・排ガス処理施設等)の老朽化 による維持管理費の増大、配管からの漏洩に よる分析機器破損の危険性
- (3) 庁舎の分散による付帯設備の重複配置で、維持管理や更新に係る負担が増大



# 「千葉県県有建物長寿命化計画」への位置付け

- 令和 5~9 年度に事業着手を目指す。
- 施設や組織のあり方・方向性を検討した上で、集約化を検討する。